

議案第33号

幸手市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 幸手市都市計画税条例（平成3年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第18項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 幸手市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第18項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

令和2年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、引用条項の整理をしたいので、この案を提出するものである。